

報 村
おんが

發行所 遠賀村役場
 發行人 有吉茂也
 編集人 有吉正
 印刷所 東筑印刷区
 各戸配布

昭和三十七年五月一日発行

第四一號

目 次

一、交通事故をなくす県民運動	1
一、参議院議員選挙には 買収供応を追放しよう	4
一、讓渡所得について	6
一、「行政苦情相談協力委員」の設置について	8
一、第三回郡民体育大会について	8
一、菊のさし芽	9
一、おでかけ前に火の用心	10
一、「汽車は来ないか左右」踏切安全運動	12

拡 声 機

一日	メリデー
二日	八十八夜
〃日	第二回目定期予防接種
三日	憲法記念日
五日	こどもの日
十日	愛鳥週間
十三日	母の日
二十日	郡民体育大会（岡垣中学校）
二十五日	第三回定期予防接種

交通事故をなくす県民運動

今日ほど交通事故問題が大きな社会問題になったことはありません。それは最近交通事故が急激に増加し死傷者が非常にふえ、わたしたちの生活に暗い不安を投げかけているからです。

昭和三十六年、全国で発生した交通事故は四十九万一千八百十九件、死者一万二千八百五十二人、負傷者三十七万七千三百二十五人となっております。福岡県でもその例外ではなく、昭和三十六年に発生した件数は一万六千七百七十三件にもなり、六百六十三人が死亡し、一万三千七百九十四人が負傷しております。これを一日当たり換算しますと、県内のどこかで毎日四十四、五件の事故が発生し、一・八人の人が尊い生命を失い、三十七、八人の人が重軽傷を負うてゐることになります。

このように年毎に増えていく交通事故の主な原因はどこにあるのでしょうか。自動車運転者や歩行者の交通ルールの無視、不注意などが交通事故の直接原因ではありますが、そのほか交通事故を起させやすい、いろいろな間接原因がたくさんあります。その一つは道路環境です。

最近道路の整備も着々と行なわれてはいますが県下の道路三千二百七十七万メートルのうち舗装された所は僅か八十五万メートルにすぎません。自動車の通れる千三百四十三万メートルの道路を、県下に登録されている十五万二千二百三十六台の自動車とこれを上回る原動機付自転車、自転車が走っております。したがって、約四十四メートルごとに県下限なく車輛が走っております。中心地であり、地理的にも九州と本土の中継点にあるため、他県からおびただしい数の自動車が入りこんでいます。本県の道路はこれらの膨大な交通量を安全に受け入れる限界をはるかに越えており、歩行者も運転者も瞬時の油断さえできない状態になっております。また最近自動車が急にふえたことも事故増加の一因となっております。

昭和二十七年には二万九千六百七十五台であつたのが三十六年には十五万二千二百三十六台とふえています。このような自動車の増加は、社会経済の発展と文化の進歩を示すものではありませんが、これだけの車が限られた道路に絶えずひしめきあつて走つてゐるのですから、車を運転する人も運転者を雇用する人も常に十分な注意を払わなければ事故は絶

えないわけでは。

そのうえ道路に商品を並べたり、日覆いなどを突き出したり、道路で荷解きや荷造りなどをして道路を不正に使用し、また自家用車を持つ家庭のなかには道路を車庫代りに使用する人もいます。このようにして狭い道路をますます狭く、道路交通をいよいよ困難にして事故を誘発しているのが現状です。

そのほか、自動車交通は近年になつて急速に発達したため、市街地でも歩道と車道の区別のあるところは少なく、大部分の道路は車輻と歩行者の混用となつています。このため交通事故も起り易くなつていますので、車は道路の左側を、歩行者は歩道のある所では歩道を、歩道のない所では道路の右側端に寄つて歩くことを道路通行の根本原則として定めています。これを守れば、車と歩行者とは互に対面するため相手の動きがよくわかり、事故を免れることができるのですが、道路が混用されているうえにこれを守らないものがおつて今の悲劇が生れているのです。なお無人踏切りの存在も交通事故発生の誘因となつていますが、道路の不正使用を除いて、他の誘因を根本的に解決することは容易なことではなく、早急な解決は望めないのが今日の実情です。

事故の防止は交通ルールの遵守から

このようにいろいろと困難な制約のもとで交通事故を防ぐ方法は車を運転する人、道路を歩行する人、その他道路を利用する人のすべてが、それぞれの立場で、定められた交通ルールを正しく知り、これを確実に実行するという以外にありません。それではどうしたらよいか、それぞれの立場から考えてみましょう。

(一) 交通のルールを身につけること。まず必要なことはすべての人が交通のルールを十分身につけることです。道路交通法は交通の流れをスムーズにし、交通事故を防ぐため、道路利用についてのルールを定めたいものです。道路交通のルール無視は単に反則として片付けられる問題でなく、生命でつぐなわなければならぬ結果になります。

この大事なルールが無視されるところに交通事故激増の大きな原因があるのです。ルールを守るためにはまず交通法令に定められた事項を皆んながよく知ることです。一日も早く交通ルールを身につけることが交通禍から身を守るポイントといえましょう。

□ 車を運転する場合、次のような運転は絶対にいけません。

(イ) 徐行する場合や徐行しなければならぬ場合、また危険と思われる場所で徐行しないこと

(ロ) わきみ運転

(ハ) 無理な追越

(ニ) 飲酒運転

(ホ) 一旦停止や徐行を怠り、安全確認を行わないこと

(ヘ) スピードの出しすぎ

(ト) 前車が急停車した場合、間隔をとらず追従すること

(チ) 優先通行の順位無視

(リ) 踏切りで安全確認を怠ること

(ヌ) 車を後退させる時、後方の安全確認を怠ること

(ル) 居眠り運転

(ヲ) 他車の進行する前方で転回を行うこと

(ワ) 点検の怠りやブレーキの利かない車の運転

③ 道路を歩く時注意すること

(イ) 道路の歩行は道路の右側端を通行すること

(ロ) 交通信号に従うこと

(ハ) 道路横断は素早く直角に横断すること

(ニ) 車の直前、直後の横断はしないこと

(ホ) 酔てはいはいかきをやめること

(ト) 幼児の独り歩きには監護者が付添うこと

(チ) 踏切りの安全確認をすること

交通事故を防ぐには、たとえ大多数の人が交通ルールを守つても一部の人が無関心ではその効果は期待できません。一日も早く、みんなの力を結集して交通事故を防がねばなりません。

福岡県議会では交通事故防止を強力な県民運動として推進するためこの問題を取りあげ、四月二十六日「交通事故をなくす県民運動本部」が発足実務活動にのり出すことになりました。

参議院議員選挙には 買収供応を追放しよう

今年は、参議院議員の通常選挙の年です。参議員議員の任期は六年ですが、三年毎に議員の半数が改選されることになっています。今年はその改選の年に当たっているのです。そこで、この選挙を前にして、五月を買収追放月間と銘めて全国的に、買収供応の追放に力を入れることとしています。ここでは、選挙と買収供応の関係を皆さんと一緒に考えてみましょう。

あなたが、何か商品を買うとき、あなたは、その商品を受取ると同時に、その代価を支払います。それは代価を出すことによつてそれに見合う、或いはそれ以上の利益を受けると考えるからに他なりません。これと同じことは、何かの目的をもつて、他人に飲ませ、食わせするときにもいえます。飲ませ食わせすることによつて、他人に何かして貰おうと思ふとき、そのして貰おうとしていることが、飲ませ食わせに要した費用に見合う、或いはそれ以上の利益を自分にもたらすと考えるからこその言訳です。選挙運動における買収供応についても、これと同様なことが言えるのではないのでしょうか。勿論、友情をあたためるために、友人同志で、いわゆる「おごつたり、おごられたり」する事もありますし、純粹な気持から社会福祉事業等に対して寄附することもあります。然し、選挙運動として買収供応は、こういった「目的抜きにしたもの」ではありません。「当選しよう或いはさせようという目的」をもつて、票を買う一種の取引なのです。

選挙運動として買収供応を行なうことは、買収供応をする人にとつて当選することが、あるいは誰かを当選させることが、その人の勘定に合うと思われるからなのです。或る場合には、買収者に、当選ということが、直接或いは間接に、買収供応に要した費用よりも大きな経済的利益をもたらすこともあるでしょう。他の場合には名譽とか地位といったような無形なものが、その人にとつては勘定に合うことかもしれない。では、こういった買収は、取引の相手方である買収される人あるいは広く国民にとつては、勘定に合うことなのでしょうか。売つた一票の価値は、受け取つた金、飲み食いしたもの等と比べて、勘定に合うのでしょうか。

買取供応をされたその時には、確かに、買取供応を受けた人は、票という直接には経済的価値がないものの代りに、幾らかの利益を受ける訳です。しかし、そのことが勘定に合うことかどうかを本當に計算するには、投票というものの価値（意義）を計算して（考えて）みななければなりません。

投票するということは、選挙によつて、政治を行なう代表者を選ぶということです。私どもの生活は、政治の良否にそのまま左右されています。例えば、所得や物価は経済政策、住宅の問題は住宅政策、農業経営は農業政策のあり方に密接に関連しているのです。

私どもは選挙によつて、私どもの生活の良し悪しをきめる大切な政治を行なう人を選ぶのです。そこで、私どもは、自分自身の生活をより豊かなものにしようと思うならば私どもが政治に望むことをやつてくれる党なり人なりを選ばなければなりません。或いは、そういった政策を主張する党なり人なりに投票することによつて、自分の政治に対する期待を政治に反映させなければなりません。買取供応を受けて投票するということは、この生活―選挙―政治というつながりを自分から断ち切つている訳です。断ち切つた結果は政治に自分の意見が反映されないため、自分がより豊かになるための政治を期待できないことになります。あるいは、今より更に悪くなるという結果を生じるかもしれません。こういったことが、一票の価値です。そうすると結局、自分の票を売つた報いは、自分自身の生活のなかから支払わねばならないということになります。買取された人或いは一般の国民にとつては、全く割りの合わない話なのです。

法律も、選挙運動における買取供応を嚴重に罰することにしてはいます。しかし、買取供応の追放は、他人事ではなく、私ども自身の生活につながる問題なのです。法律やそれを執行する官庁だけに任せておいてよいものではありません。私どもの生活をよりよくするため、私どもの政治に対する期待を政治に正しく反映させるため私ども自身が、もつと買取供応の追放に努力しなければならぬのではないのでしょうか。

譲渡所得について

土地、借地権、家屋などの資産の譲渡によつて生ずる所得を譲渡所得といいますがこの譲渡所得のもととなる資産は初めから売ることを目的として買ったものでなく、ほとんどが買ってから相当期間保有した後で売るものということになります。

次の場合には課税されますから十分税金のことも考えておいて納税に際して困ることのないよう注意しましょう。

1. 資産を売却した場合
2. 資産を交換した場合
3. 資産が公売または競売された場合
4. 国や地方公共団体から収用された場合
5. 資産を法人に現物出資した場合
6. 地上権、地役権、賃借権の設定により他人に土地を二十年以上使用させる場合に、一時にその土地の評価額の半分以上の金額を受け取つた場合

なお譲渡所得の計算は次の算式による

$$\text{(収入金額)} - \text{(譲渡資産の取得価額)} + \text{(譲渡に関する経費)}$$

＝ (譲渡所得額)

実際に課税される金額は次のとおりになります。

$$\text{(譲渡所得額)} - \text{十五万円} \times \text{二分の一} = \text{(課税譲渡所得)}$$

この外計算にいろいろの特例がありますので委しいことは税務署にお尋ね下さい。

税金のことでお尋ねしたい方へ

「税務署の課税や徴収が不当である」また「税務署の取扱に不平不満がある」と思われる方は「協議団」をご利用下さい。協議団の名称、所在地は次のとおりです。

一、福岡 国税局協議団

福岡市大名町三〇〇 (福岡国税局構内)

電話 〇二(74)〇〇三一

二、福岡県国税局協議団小倉支部

小倉市三萩野（小倉税務署入口）

電話 ⑤2 三三三三

所得税法の改正について

所得法が改正されてかなり減税になりそうですが改正点のあらましは次のとおりです。

- 一、基礎控除 現行九〇〇〇〇円 改正一〇〇〇〇〇円 (三十七年分)
九七五〇〇円
- 二、配過者控除 // 九〇〇〇〇円 // 一〇〇〇〇〇円 九七五〇〇円
- 三、生命保険料控除 // 二二五〇〇円 // 三二五〇〇円 三〇〇〇〇円
- 三、最高限度額

四、税率

現行 所得	改正 所得	現行 所得	改正 所得
一五万円以下	一〇%	一〇万円以下	八%
一五万円超	一五%	一〇万円超	一〇%
四〇万円超	二〇%	二〇万円超	一五%
七〇万円超	二五%	五〇万円超	二〇%
一〇〇万円超	三〇%	八〇万円超	二五%
一五〇万円超	三五%	一二〇万円超	三〇%
		一八〇万円超	三五%

五、青色専従者給与額認定限度額

現行	改正
一五才～二五才 九万円未満	一五才～二〇才 九万円
二五才以上 一二万円	二〇才以上 一二万円

六、特定寄附金控除の新設

寄附金については従来経費としないことになつていたが、今度の改正で特定の寄附金について次の計算により税金から控除されることになつた。

- ア、最低額―総所得、退職所得、山林所得の合計額の三%、または三〇万円のどちらかの低い方の額を超える額
- イ、最高額―上記アの各所得額の合計額の一〇%
- ウ、上記ア、イにより算定された控除対象寄附金額の二〇%に相当す

る額を所得税額から控除する。

「行政苦情相談協力委員」の 設置について

このたび行政管理庁九州管区行政監察局（福岡市長浜町三丁目二五番地（電⁷⁴四八五八））では次のように、県下二十市十八町二村に「行政苦情相談協力委員」を四月一日付で設置致しました。

これまで、当局は、いろいろの役所の仕事のやり方を調べて、それが一層適正に、能率的に行われるよう改善を推進する「行政監察」という仕事のほか局内窓口により、或いは、随時、管内各地に出向いて、国民の皆様への行政に関する苦情を承り、関係機関に連絡・あつせんする等の方法によつて、その解決を促進する、「行政苦情相談」という仕事を行つて参りましたが、この「行政苦情相談協力委員」というのは、更に、国民の皆様への行政に関する苦情申出の便宜を図るため、行政管理庁長官が委嘱して置くことになつたものであります。

北九州地区協力委員

高崎博愛 遠賀郡遠賀村大字尾崎六九四

第三回郡民体育大会について

一、趣 旨

本大会は広く郡民の間に体育スポーツの普及振興を図り、より健康で明朗な郡民生活の確立に寄与しようとするものである。本年度は特に本郡体育協会が社会体育優良団体として文部大臣表彰をうけた記念を含めた体育祭典とする。

二、名 称 第三回遠賀郡民体育大会

三、主 催 遠賀郡体育協会・岡垣村体育協会

四、後 援 遠賀郡内各町村

遠賀郡地方教育員委会協議会

遠賀郡婦人会連絡協議会

遠賀郡昔年団協議会

五、会 場 岡垣村中学校校庭外

六、期 日 五月二十日（日）午前一〇時開会

七、実施方針

(一) 本大会は出来るだけ郡民多数を得るよう年令別等の区分を設ける。
(二) 本大会は県民体育大会参加の予選をかねる。

八、実施方針 郡内各町村対抗競技とする。

九、実施競技

- | | | |
|-----------|----------|-------------|
| 1. 水泳 | 2. 陸上 | 3. バスケットボール |
| 4. バレーボール | 5. 軟式庭球 | 6. 卓球 |
| 7. 柔道 | 8. 剣道 | 9. 弓道 |
| 10. 相撲 | 11. 軟式野球 | |

一〇、選手資格

(1) 一般の部 遠賀郡民であること

(2) 青年の部

ア、昭和十二年四月一日以降に生れたもの

イ、現在学生、生徒以外の者であること。但し定時制高校生を含ま

ない。

ウ、過去に於て次の大会に出場したものは当該当競技に参加出来ない。

- （国際競技会、日本選手権大会、国民体育大会、全国青年大会、健康保険全国勤労者陸上競技大会、全国実業団剣道大会、大学高校全国大会）

備考（詳細は村公民館主事にお尋ね下さい）

菊のさし芽

秋菊や寒菊のきし芽はこれからです。さし芽について特に注意しなければならぬ点をお話ししましょう。

まずさし芽をとる親木は、病気がない親木から取ることは勿論ですが、特にイシユク病や葉線虫、ナンフ病などが出ている親木から取つた芽はほとんど役に立たないことがありまゝるので御注意下さい。なおさし芽のかたさが、さしてから後に、根がよく出るか出ないかに関係がありますので、莖の硬さにも注意することです。普通さし木によい莖の硬さは指で押さえて、折りとれるていどの若い莖がよいとされていて、おさえても折れまがつて、取れないように硬くなつた莖は、根が出にくいとされております。

莖の長さは、節の数によつてちがいますが、一般的に申しますと、開いた葉が三枚ついていて長さ十から十五センチぐらいを標準とします。

さし穂の切り口は必ず節のすぐ下で切ることで、節と節の間からは根が出ないばかりでなく、さしてから腐れやすくなるものです。穂の整理はこのほか一番下の葉を一枚落しておくこと。それから必ず水揚げのために水につけておくことが大切です。五月から梅雨の頃までは、まだよいのですが、梅雨すぎになると腐れやすくなりますので、植物用のマインシソ類につけて病氣、特にナンフ病菌がつかないようにしなければなりません。

さし方はあまり深くなく、むしろ浅目の方がよく根がでるものですから、二センチぐらいの深さとしませんが、莖が長い時は、ななめにしてさしてよいでしょう。さし芽の間隔はあまり離さず、上から見て土が見えない程度につめてさします。水はさし芽をする前に十分さし床にかけて後にさします。

さし床の日覆いはミス一枚程度がよいので、全然日が当たらない場所では、根の出方がずつと遅れ、そのうちに枯らしたりくさったりということになります。水はあまりかけない方がよく、昼間は少ししおれる位がちようどよいのです。

おでかけ前に火の用心

外出時の火の始末はおこたらないようにしましょう。

春さきはどこの家庭でも、一家そろつてハイキングやお買物に出かけ

られる機会が非常に多くなります。盗難よけの戸締りは大ていの家でしてはいますが、火の始末の方は忘れがちです。ところがどろぼうの方は家までは持つて行きませんが、火の始末をうっかり忘れますと、なにもかも灰になつてしまいます。

また隣近所に延焼しますとその恨みは七代にたるといわれています。おでかけの前に今一度火の用心。とくに次のような点に注意しましょう。

アイロンや電熱器等のスイッチは切りましたか。

残り火は火消しつぼに入れて完全にふたをしましたか。

火消しつぼを板かべの側に置いたり板張りの上に置いていませんか。もう一度たしかめて、出かけましょう。

お知らせ

村教育委員会専用電話新設されました

◎ 遠賀川局 五二番

従来の役場電話は

① 遠賀川局 一番と一二〇番

② 市外は ㊦〇六四六

「汽車は来ないか左右」踏切安全運動

五月一日から五月二十日まで

一日～一〇日 踏切安全準備期間

一一日～二〇日 〃 期間

として遠賀川駅ではこれが啓蒙に努めています。この期間中により以上交通道徳の良習をつちかつて私達の平和で明るい暮しの基をなしている健康、その元氣な体を踏切での不慮の事故で失うことのないように

〃 一旦停車、汽車は来ないか左右〃

を合言葉と、心掛けて村民各位の御協力をお願いします。

交通量の激増と列車回数増発、それに列車速度の向上と踏切事故の件数は益々増加の傾向にあります。

当駅の西川一種一号踏切（踏切保安掛配置）遠賀川一木守県道踏切では一日平均一、三〇〇台より一、七五〇台の車が通ります。この内一旦停車を守っていない車が（主にオートバイ、自転車）四〇～六五%の七五〇台もあります。

ご参考までに各種の記録を記しましたのでごらん下さい。

一、遠賀川駅における一日の列車数（平均）

列車種別 通、停別	列車種別		小計	合計	総計
	通過列車	停車列車			
客車	三九	二四	八	一〇二	二七二
電車	二五	五一	二	二二	
気動車	二八	四	八	二二	
その他	七	二	八〇	一六九	
小計	八九	八一	三	二二	
貨物	七二	一八	三	二二	
その他	八	三	三	二二	
小計	八〇	二二	三	二二	
合計	一六九	一〇二	三	二二	
総計	二七二	二七二	三	二七二	

註 上り下り列車数はほとんど同数、五分に一本の割合で運転しています。

二、踏切事故の原因

順位	原因
一	直前横断
二	落込み
三	エンスト
四	その他
五	

註 一旦停車を怠つたものが全体の八五～九四%になっています。

三、事故を起し易い車の順位

順位	種別
一	オート三輪
二	オートバイ
三	トラック
四	乗用車
五	自転車

註 比較的小回りのきくオート三輪、単車が多く六〇〜七五%を示しています。

四、列車が非常制動をとつてから停止するまでの距離

時速	距離
七〇K	一五〇M
八〇	三三五
九〇	四二〇
一〇〇	五三〇

註 列車の種別（急行、電車、貨物等）けん引数、勾配にもよりますが相当距離過走しなければ停止できません。
現在当駅附近を運転している列車速度は七〇〜九五Kの高速度となつています。

これから農繁期になり、耕うん機、リヤカー等の使用も多く、忙しくなつてまいります。忙しいから、急ぐからといつて注意を怠たらぬようにならして下さい。

若葉の季節は魚釣のシーズンともなります。よくお子さんたちが長い釣竿を肩に、線路伝いに興じて行く姿を見かけるのもこれからです。電車が走るようになりましてから二本の線路の上にもう一本の線路（架線）ができました。二万ボルトのもの言わぬ電気が、生きてながれています。長い竹竿等は、もつとも危険なものです。

物価もあがりしましたが、人の生命も倍増しつつあります。あたり有為のいのちを「野路菊や線路の横の遭難碑」の句の悲しいことのないように合言葉と左記にご心掛けて頂きますようお願いいたします。

- 一、踏切一旦停止の合言葉をまもりましょう
- 二、線路や鉄橋の通行をやめましょう
- 三、自動警報機が鳴動しているときは急ぐときでも待ちましょう

- 四、汽車が通つてもすぐ渡らず反対線路を必ず確めましょう
- 五、線路に近接した箇所での魚釣はやめましょう
- 六、踏切内での追越しはやめましょう
- 七、エンスト等で停つたときはすぐ降りて先づ列車を停めましょう